

SGEC 運用文書「2」-2

2016年7月1日制定

SGEC 及び PEFC 認証機関の公示について

SGEC 認証機関の公示については、SGEC 文書 2「SGEC 認証制度の管理運営に関する文書」、同附属文書 2-13「SGEC 認証・認定の手順」及び同附属文書 2-13-2「SGEC/PEFC 認証業務を行う認証機関の公示について」に基づき行う。

また、日本国内における PEFC の CoC 認証 (PEFC ST 2002:「林産物の CoC—要求事項」) を行なう認証機関に対する PEFC 公示については、SGEC は、日本の PEFC 認証管理団体 (NGB) として PEFC GD 1004「2009PEFC 認証制度の管理運営」に基づき PEFC 評議会との間で PEFC 認証制度の管理に関する契約を締結しており、SGEC 附属文書 2-13-2 の「PEFC 認証業務を行う認証機関の公示について」に基づき行うことができる。

SGEC/PEFC の認証機関の公示を希望する場合は、SGEC 文書 2 第 19 条に規定する「認証機関公示の要件」を満たす旨を確認することが出来る文書及び同文書第 20 条に規定する「公示の申請」事項を記載した申請書並びに SGEC 附属文書 2-13-2 の規定に基づき別紙 1「SGEC 公示契約書」若しくは同附属文書別紙 2「PEFC 公示契約書」に署名の上、2 部 SGEC に提出していただくこととしている。

なお、現行の PEFC-CoC 認証機関については、2016 年 7 月末日までに、PEFC アジアプロモーションは、日本における PEFC-CoC 認証機関との間で締結している契約を解除することになるので、同日までに日本における PEFC-CoC 認証機関の公示の継続を望む機関は、SGEC との間で改めて公示契約を締結する必要があることに留意してください。

SGEC 附属文書 2-13-2

別紙 1

SGEC 公示契約書

SGEC 公示契約書

(1) 一般社団法人緑の循環認証会議 (以下「SGEC」という) と、

(2) 認証機関の名称 _____、(以下「認証機関」という) は、下記に関し、以下の条項について合意した。

記

- 認証機関は、SGEC が承認する森林管理認証及び CoC 認証を業務として実施する SGEC 公示認証機関である。
- SGEC は、SGEC 認証制度を管理する機関であり、その登録商標である SGEC ロゴマーク主張の所有者である。
- SGEC 公示を受けた認証機関は、日本で登録された SGEC 認証取得者に対して有効な認定の範囲で、SGEC 承認の森林管理及び CoC の認証書を発行することが認可される。このことは、SGEC、PEFC それぞれのホームページ上で表示される。
以上に基づき、上記の二者は下記に関して合意をする。

第 1 条 定義

1-1 要求事項

1-1-1 森林管理認証

該当文書は、SGEC 文書 3「SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン」であり、この契約文書の一部としてこの契約書に添付される。同 SGEC 文書 3 は、現在のまま、又は SGEC によって随時改定された場合にあっても有効である。

1-1-2 CoC 認証

該当文書は、SGEC 文書 4「SGEC-CoC 認証ガイドライン」であり、この契約文書の一部としてこの契約書に添付される。同 SGEC 文書 4 は、現在のまま又は SGEC によって随時改定された場合にあっても有効である。

1-2 認証および認定の手順

1-2 認証および認定の手順

該当文書は、SGEC 附属文書 2-10 及び同 2-10-1-1 並びに同 2-13 であり、この契約文書の一部として添付される。SGEC 附属文書 2-10 及び同 2-10-1-1 並びに同 2-13 は

現在のまま又は SGEC によって随時改正される場合にあっても有効である。

1-3 公示の料金表

公示料金は「森林管理認証及び CoC 認証公示料表」で示され、この契約文書の一部として添付される。

第 2 条 認証機関の責務

認証機関は下記の責務を負う。

- 2-1. 認証機関は、SGEC 文書 2 第 19 条に規定する要件に基づき認定機関が発行した認定書を所持し、かつ、認定に関するいかなる変更についても直ちに SGEC 対して通知する。認証機関は、各年の年初および要求がある時には有効な認定要求事項を充足していることを証明する最新の証拠書類を提供する。
- 2-2. 認証機関は、有効な認定範囲の中で、SGEC 文書 3「SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン」、SGEC 文書 4「SGEC・CoC 認証ガイドライン」に照らした森林管理認証又は CoC 認証の認証審査を実行する。
- 2-3. 認証機関は、森林管理者・組織・企業に対して発行された森林管理認証書又は CoC 証書に関して、直ちに、又は既に発行された証書への変更に関しては SGEC が定める日付までに、SGEC に対し報告をする。
- 2-4. 認証機関は、発行した認証書すべてを対象にして SGEC が発行する請求書に基づいて、SGEC に対して年次公示料金を支払う。料金の金額は別途定める公示料金表に記載されるが、契約書の有効期間中に SGEC によって変更されることがある。料金に関する変更は、その変更に関しては、SGEC が認証機関宛てに送る文書による報告に定める日からその効果を発する。
- 2-5. 一般公開されている SGEC のホームページのデータベース上に、認証機関の名称やその他 SGEC 附属文書 2-2-2「SGEC 登録システム」に定められるデータを含め、認証機関に関するデータが記載されることに同意する。

第 3 条 SGEC の責務

- 3-1. SGEC は、この契約書を遵守して認証機関が発行する認証書を承認し、認証書の保有者に対し SGEC が定める条件に従って、SGEC ロゴマークの使用許可申請を受理する。
なお、SGEC 認証制度と PEFC 国際認証制度との相互承認が認められた以降にあつては認証書の保有者が PEFC ロゴの使用を希望する場合は、PEFC が定める条件に従って PEFC ロゴの使用許可申請を受理する。
- 3-2. SGEC は、この契約に影響を与える SGEC 文書のいかなる変更についても認証機関に対して通知する義務を負う。

第4条 契約の終了

- 4-1 SGEC は、認証機関に対し書留郵便による3ヶ月の事前通知によってこの契約を終了することができる。
- 4-2. SGEC は、認証機関によってSGEC 公示契約の規定が充足されていないことを信ずるに足る理由を有する場合は、当該SGEC の契約を直ちに中断することができる。
- 4-3. 認証機関の認定の有効性に関して辞退、中止、又は、終了があった場合、この契約書は、その認定の辞退、中止、又は、終了との同一日付をもって自動的に終了する。
- 4-4、前 4-1, 4-2, 4-3 項の規定に従ってこの契約が一時的に中止された場合、公示料金は返還されない。
- 4-5. SGEC は、公示契約の一時的解消や終了によって認証機関が被る費用や被害を弁償する義務を負わない。

第5条 裁定

この契約書は日本国の法に従う。この契約書に関する紛争、訴訟は日本国の法廷に提訴される。

二部署名

SGEC 附属文書 2-13-2

別紙 2

PEFC 公示契約書

PEFC 公示契約書

(1) 一般社団法人緑の循環認証会議 (以下「SGEC」という) と、

(2) 認証機関の名称、(以下「認証機関」という) は、下記に関し、以下の条項について合意した。

記

- 認証機関は、PEFC 評議会が承認する CoC 認証を業務として実施する PEFC の公示認証機関である。
- PEFC 評議会は PEFC 認証制度を管理する機関であり、PEFC ロゴ主張の所有者である。
- SGEC は、PEFC 評議会により、日本で PEFC が承認する CoC 認証を行う認証機関に対して PEFC 公示を発行する認可を受けている。
- PEFC 公示を受けた認証機関は、日本で登録された PEFC 認証取得者に対して有効な認定の範囲で、PEFC 承認の CoC の認証書を発行することが認可される。
このことは、PEFC のホームページ上で表示される。
以上に基づき、上記の二者は下記に関して合意をする。

第 1 条 定義

1-1 要求事項

CoC 認証

該当文書は、PEFC ST 2002:2013 「林製品の CoC—要求事項」であり、この契約文書の一部としてこの契約書に添付される。PEFC ST 2002 は、現在のまま又は PEFC 評議会によって随時改定された場合にあっても有効である。

1-2 認証および認定の手順

該当文書は、PEFC ST 2003:2012 及びその付属書であり、この契約文書の一部としてこの契約書に添付される。PEFC ST 2003:2012 及びその付属書は、現在のまま又は PEFC 評議会によって随時改正される場合にあっても有効である。

1-3 公示の料金表

公示料金表は「CoC 認証公示料金表」であり、この契約文書の一部として本契約書に添付される。

第2条 認証機関の責務

認証機関は下記の責務を負う。

- 2-1. 認証機関は、PEFC ST 2003:2012 及びその付属書 1 に規定する要件に基づき認定機関が発行した認定証書を所持し、かつ、認定に関するいかなる変更についても直ちに SGEC に対して通知する。認証機関は、SGEC に対し各年の年初および要求がある時には有効な認定要求事項を充足していることを証明する最新の証拠書類を提供する。
- 2-2. 認証機関は、有効な認定範囲の中で、PEFC ST 2002「林産物の CoC—要求事項」に照らした CoC 認証の認証審査を実行する。
- 2-3. 認証機関は、日本の組織・企業に対して発行された CoC 証書に関して、直ちに、又は既に発行された認証書の変更に関しては SGEC が定める日付までに、SGEC に対し報告をする。
- 2-4. 認証機関は、発行した認証書すべてを対象にして SGEC が発行する請求書に基づいて、SGEC に対して年次公示料金を支払う。料金の金額は別途定める公示料金表に記載されるが、契約書の有効期間中に SGEC によって変更されることがある。料金に関する変更は、その変更に関しては、SGEC が認証機関宛てに送る文書による報告に定める日からその効果を発する。
- 2-5. 一般公開されている PEFC 評議会のホームページのデータベース上に、認証機関の名称やその他 PEFC の登録システムに定められるデータを含め、認証機関の身元に関するデータが記載されることに同意する。

第3条 SGEC の責務

- 3-1. SGEC は、この契約書を遵守して認証機関が発行する認証書を承認し、認証書の保有者に対し PEFC 評議会が定める条件に従って、PEFC ロゴの使用許可申請を受理する。
- 3-2. SGEC は、この契約に影響を与える PEFC 文書のいかなる変更についても認証機関に対して通知する義務を負う。

第4条 契約の終了

- 4-1. SGEC は、認証機関に対し書留郵便による 3 ヶ月の事前通知によってこの契約を終了することができる。
- 4-2. SGEC は、認証機関によって PEFC 公示契約の規定が充足されていないことを信ずるに足る理由を有する場合は、当該 PEFC の契約を直ちに中断することができる。
- 4-3. 認証機関の認定の有効性に関して辞退、中止、又は、終了があった場合、この契約書は、その認定の辞退、中止、又は、終了との同一日付をもって自動的に終了する。

4-4、前 4-1, 4-2, 4-3 項の規定に従ってこの契約が一時的に中止された場合、公示料金は返還されない。

4-5. SGEC は、公示契約の一時的契約解消や終了によって認証機関が被る費用や被害を弁償する義務を負わない。

第 5 条 裁定

この契約書は日本国の法に従う。この契約書に関する紛争、訴訟は日本国の法廷に提訴される。

二部署名